

備後福山ワインクラブ事業実施業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、備後福山ワインの PR 及び販路拡大をすることで、備後福山ワインのブランド推進及び消費拡大につなげていくことを目的とする

2 業務概要

(1) 業務名

備後福山ワインクラブ事業実施業務

(2) 対象地域

備後圏域（福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市）

(3) 業務内容

備後福山ワインクラブ事業実施業務委託仕様書のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

3 予算額

予算額の上限は 1,470,000 円（消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。）とする。

※予算額を超過した見積もりは認めないものとする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 備後圏域内に住所又は事業所を有する者であること。
- (4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市経済環境局経済部農業振興課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎8階）

TEL: 084-928-1177

FAX: 084-927-7021

E-mail: nougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025年（令和7年）5月9日（金）
実施要領等の配付期間	2025年（令和7年）5月9日（金）から 同月23日（金）まで
質問書受付期間	2025年（令和7年）5月9日（金）から 同月16日（金）午後5時15分まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2025年（令和7年）5月19日（月） 回答は、福山市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2025年（令和7年）5月9日（金）から 同月23日（金）午後5時15分まで （市の休日を除く。）
参加資格確認結果の通知	2025年（令和7年）5月26日（月）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）5月26日（月）から 同年6月4日（水）午後5時15分まで （市の休日を除く。）
プレゼンテーション（ヒア リング）の実施	2025年（令和7年）6月5日（木）
企画提案書の選定通知	2025年（令和7年）6月6日（金）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年（令和7年）5月9日（金）から同月23日（金）までの午前8時30分から
午後5時15分まで

イ 配付場所

(1)に同じ

※ 福山市ホームページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp> 以下同じ。）からも
ダウンロードできます。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2025年（令和7年）5月9日（金）から同月16日（金）までの午前8時30分から
午後5時15分まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を農業振興課宛てに電子メールにファイルを添
付し、提出してください。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※ メール送信の際は、件名に「備後福山ワインクラブ事業実施業務に関する質問」と記

した上で送信してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、
2025年（令和7年）5月19日（月）に福山市ホームページに掲載します。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）5月9日（金）から同月23日（金）午後5時15分まで（郵送の場合、5月23日午後5時15分必着）

(2) 提出場所

6(1)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後15分まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～クの書類を作成し、各1部を提出してください。

（イ、ウ、エ及びオについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 参加申込書（様式1）

イ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。）

エ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

オ 印鑑証明書（原本）

カ 使用印鑑届（様式3）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

キ 委任状（様式4）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

ク 誓約書（様式5）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知（様式6）2025年（令和7年）5月26日（月）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2025年(令和7年)5月26日(月)から6月4日(水)午後5時15分まで(郵送の場合は、6月4日午後5時15分必着)

(2) 提出場所

6(1)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(様式7)	1部
イ 業務受託実績書(様式8)	6部
ウ 業務実施体制図(様式9)	6部
エ 企画書(様式10)	6部

様式10及び「備後福山ワインクラブ事業実施業務委託仕様書」を参考に提案してください。
なお、様式によって提案し難い場合は任意の様式でも差支えないものとします。

オ 見積書	6部
-------	----

(5) 見積書に記載する消費税および地方消費税の取扱いについて

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに備後福山ワインクラブ事業実施業務事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行います。

(1) プレゼンテーション(ヒアリング)の実施

ア 日時 2025年(令和7年)6月5日(木)

イ 場所 福山市役所8階 南側多目的室

ウ 企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション15分程度
- ・評価委員からの質疑10分程度

エ 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間及び詳細な場所は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはなりません。

(2) 評価基準・評価項目

別表1のとおり

(3) 受注候補者の特定

評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定します。

(4) 評価結果（様式11）・選定結果（様式12）の通知

2025年（令和7年）6月6日（金）

企画提案書等の提出者全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(7) 6（1）に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 審査結果については福山市ホームページに公表します。

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 3の予算額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書類及び企画提案書類の作成並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書類及び企画提案書類は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書類及び企画提案書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書類及び企画提案書類の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書類は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

備後福山ワインクラブ事業実施業務委託プロポーザル
評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点	小計
(1) 業務の実績	本業務に類する業務の実施実績 ・ 提案内容を裏付ける類似の実績等が明示されているか。 ・ 実績及び成果が本事業にふさわしいか。	/ 5	/ 5
(2) 業務の実施体制	実施体制及び配置人員など ・ 企画実施において無理のない体制か。 ・ 業務担当者の経験及び実績はあるか。	/ 1 0	/ 1 0
(3) 企画書	業務の実施方針 ・ 仕様書の目的に適合した提案となっているか。	/ 1 0	
	実施スケジュール ・ 実現可能なスケジュールとなっているか。	/ 1 0	
	備後福山ワインを飲む店の拡大 ・ 取り組みが具体的に提案されているか。 ・ 提案内容は、効果的なものになっているか。	/ 1 5	
	ワインの体験型観光コンテンツ ・ 提案者の知識及び経験を生かした創意工夫のある提案になっているか。 ・ 体験型観光コンテンツは参加者にとって魅力的なものになっているか。	/ 1 5	
	関係者との連携体制 ・ 生産者、ワイン醸造者及び飲食店との連携体制が具体的に提案されているか。	/ 1 0	
	情報発信 ・ 広告宣伝の方法が具体的に提案されているか。 ・ 提案内容は、効果的なものになっているか。	/ 1 0	
	その他独自の提案事項 ・ 本業務の趣旨に合致した独自の提案があるか。	/ 1 0	
(4) 業務コスト	提案内容に対し、適切な見積りとなっているか。	/ 5	/ 5
合計			/ 1 0 0